create restaurants holdings inc.

第25期
定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年５月27日（金曜日）
午前10時（開場午前9時）

開催場所

東京都品川区西五反田七丁目22番17号
ＴＯＣビル13階特別ホール
130～133号室

決議事項

第１号議案　**定款の一部変更の件**
第２号議案　**取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件**
第３号議案　**監査等委員である取締役４名選任の件**
第４号議案　**取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件**
第５号議案　**監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件**
第６号議案　**取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件**

目　次

03　第25期定時株主総会招集ご通知
06　事業報告
24　連結計算書類
26　計算書類
28　監査報告書
33　株主総会参考書類

新型コロナウイルス感染症の流行に関連し、株主の皆様におかれましては、株主総会当日の体調をお確かめいただき、ご自身の責任においてご来場の是非をご判断いただきますようお願い申し上げます。
株主総会の議決権は、インターネット等またはご郵送により行使することが可能ですので、本年は株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
ご来場に際しましては、マスクをご着用ください。また、感染予防措置として受付前の検温やアルコール消毒等を予定しております。発熱や咳等の症状の見られる株主様はご入場いただけません。また、座席数の関係上、ご入場をお断りする場合がございます。ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
証券コード：3387

ごあいさつ
～変化対応力を最大限活かし、サステナブルな利益成長を目指します～

株主の皆様には、日頃からの温かいご支援に厚く御礼申し上げます。本紙面では、クリエイト・レストランツグループの事業活動や株主総会の議案について掲載しておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

当期（2022年2月期）は、前期に引き続きコロナ禍の影響を受けた一年でした。当社グループは感染拡大防止に協力するとともに、お客様及び従業員の健康を守るべく、各種要請に真摯に対応し、特に繁華街の居酒屋業態等においては、一定期間において多くの店舗を一時休業しました。その一方で、各店舗では感染防止策を徹底した上で、前期から継続して人件費や家賃等の固定費を圧縮するとともに、不採算店舗の退店や業態変換にも引き続き取り組むことで、筋肉質なコスト構造への転換を推し進め、併せて、雇用調整助成金や時短営業等に対する協力金の申請を行うことで、コロナ禍の影響による売上収益の減少に対応できる体制を整備し、維持しております。また、グループにおけるDXの取り組みの一環として、モバイルオーダーの導入や、業態に合わせたアプリの活用等に注力し、さらには、連結子会社のSFPホールディングス社と、購買企画機能を担う合弁会社設立によるサプライチェーンマネジメントの強化によって、コストダウンや食材価値の最大化を推進いたしました。これらの対応策により、売上収益の減少に対応できる体制を整備することに成功し、当期において営業利益及びその他の各段階利益において黒字を確保することができました。

また、昨年11月には公募増資（第三者割当増資を含む）により約162億円の資金を調達することができ、当社の資金調達の背景と目的についてご理解いただいたこと、改めて御礼申し上げます。そのほか、コロナ禍を乗り切る上で必要な運転資金として、前期に実行した金融機関からの十分な借入や、昨年2月の永久劣後特約付ローンによる資金調達など、財務面の安定性を図ることができたため、次期からの再成長期間に向けて、今年2月には借入金の一部返済を実施することで、手元流動性の水準を適正化し、債務圧縮による金利負担の軽減と、財務体質の改善を図りました。

外食業界を取り巻く環境は、原材料コストや人件費の上昇が見込まれ、引き続き厳しい経営環境が予想されます。また、依然として新型コロナウイルス感染症の終息時期や影響の程度は不明ではあるものの、テレワークの

浸透やデジタル化の加速などにより、お客様のライフスタイルは変化しており、環境の変化に合わせた柔軟な対応が求められております。

当社グループは、コロナ禍への対策として取り組んだコストの徹底削減により実現した筋肉質な経営体制を引き続き強化するとともに、当社グループの強みである変化対応力を最大限活かし、成長戦略の3本の柱である「アフターコロナを見据えたポートフォリオの見直し」、「グループ連邦経営の更なる進化」、「DX推進による生産性の向上・人財不足への対応」を着実に実行することにより、サステナブルな利益成長を目指してまいります。

次期(2023年2月期)の業績予想につきましては、売上収益1,150億円、営業利益73億円、親会社の所有者に帰属する当期利益45億円を見込んでおります。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要政策として位置付けており、当期の期末配当につきましては、1株あたり3.0円とさせていただきました。また、株主優待制度につきましては、重要な株主還元策と位置付けており、株主の皆様に当社グループのバラエティ豊かな店舗を利用していただくことが、企業としての持続的な成長につながっていくという考えのもと、今後も継続してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご愛顧いただくとともに、変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



代表取締役社長　川井潤

証券コード　3387
2022年５月12日

株　主　各　位

東京都品川区東五反田五丁目10番18号
株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
代表取締役社長　川 井　　潤

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止のため、本年は株主総会へのご出席をお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討の上、インターネット等またはご郵送により事前に議決権を行使されることをご検討ください。

なお、インターネット等またはご郵送により事前に議決権を行使される場合、2022年５月26日（木曜日）午後６時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。（４頁、５頁に記載の「議決権行使についてのご案内」も併せてご覧ください。）

敬　具

記

１．日　時　2022年５月27日（金曜日）午前10時（開場午前９時）

２．場　所　**東京都品川区西五反田七丁目22番17号**
ＴＯＣビル13階特別ホール　130～133号室

３．目的事項

報告事項
１．第25期（2021年３月１日から2022年２月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第25期（2021年３月１日から2022年２月28日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款の一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎法令及び当社定款第14条の規定に基づき、「業務の適正を確保するための体制」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」、「連結持分変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、当社ウェブサイト（https://www.createrestaurants.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。なお、これらの事項につきましては、事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部として、会計監査人及び監査等委員会による監査を受けております。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.createrestaurants.com/）において修正後の事項を掲載させていただきます。

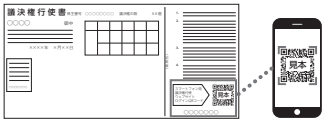
議決権行使についてのご案内

下記４つの方法がございますが、ご来場をお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討の上、①～③いずれかの方法にて議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

①「スマート行使」により議決権を行使される方

行使期限

2022年５月26日（木曜日）
午後６時入力完了分まで

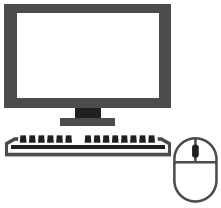


同封の議決権行使書用紙の右下『スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード』をスマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

②議決権行使ウェブサイトより議決権を行使される方

行使期限

2022年５月26日（木曜日）
午後６時入力完了分まで

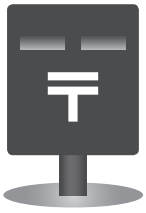


パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

③書面の郵送により議決権を行使される方

行使期限

2022年５月26日（木曜日）
午後６時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

▶スマート行使または議決権行使ウェブサイトより議決権を行使される場合の注意点

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- プロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

④株主総会にご出席される方



株主総会開催日時

2022年５月27日（金曜日）
午前10時

株主総会開催場所

東京都品川区西五反田七丁目22番17号
ＴＯＣビル13階特別ホール
130～133号室

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

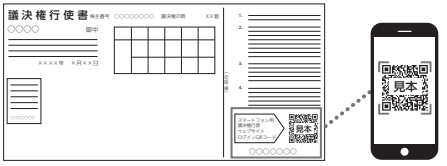
- 座席数の関係上、ご入場をお断りする場合がございます。
- 発熱や咳等の症状が見られる株主様はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- 株主様ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- 株主総会会場内での写真撮影・録画・録音については、禁止とさせていただいておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

「スマート行使」による議決権行使方法

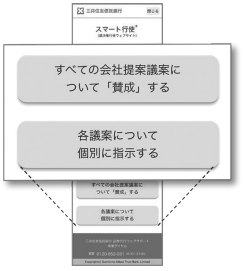
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

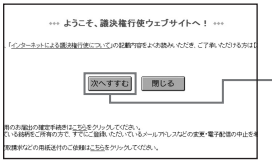
三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120－652－031（受付時間　午前９時～午後９時）

議決権行使ウェブサイトによる議決権行使方法

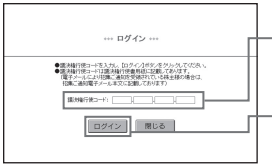
議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

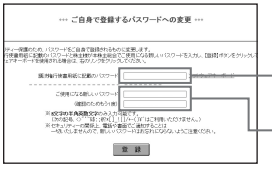
2 議決権行使書用紙に記記載された**「議決権行使コード」をご入力ください。**



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードを入力し、「登録」をクリック



「パスワード」を入力

「新しいパスワード」を入力

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様へ

㈱ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

1 当社グループの現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

❶ 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前年に引き続き新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受けました。政府から発令された２度目の緊急事態宣言は2021年３月に解除され、経済活動は一旦持ち直しの動きが見られたものの、感染の再拡大により、2021年４月以降には３度目の緊急事態宣言の発令、及びまん延防止等重点措置の適用が断続的に行われ、2022年２月末日時点では31都道府県にまん延防止等重点措置が適用されておりました。しかしながら、足許においては、ワクチン３回目接種の加速や治療薬の普及が図られること等により、経済活動の持ち直しが期待されております。

外食産業におきましては、リモートワークの浸透や会食の自粛等、生活様式の変化への対応が求められ、加えて、政府や各自治体からの緊急事態宣言の発令及びまん延防止等重点措置の適用に係る各種要請等により、営業自粛や営業時間短縮等に伴う客数の減少が断続的に続きましたが、各自治体による協力金制度の下支えもあり、厳しい経営環境には改善が見られました。

こうした中、当社グループにおきましては、感染拡大防止に協力するとともに、お客様及び従業員の健康を守るべく、政府や各自治体からの営業時間短縮や、酒類提供禁止の要請に真摯に対応し、特に繁華街の居酒屋業態等においては、一定期間において多くの店舗を一時休業いたしました。その一方で、前連結会計年度から継続して人件費・家賃等固定費を圧縮する運営の強化を図るとともに、不採算店舗を中心とした退店を徹底して、筋肉質なコスト構造への転換を推し進め、併せて、雇用調整助成金や時短営業等に対する協力金の申請を行うことで、新型コロナウイルス感染症の影響による売上収益の減少に対応できる体制を整備し、維持しております。また、2021年８月に立ち上げたDX推進室の主導により、グループにおけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みの一環として、モバイルオーダーの導入や、業態に合わせたアプリの活用等に注力し、さらには、2021年９月に設立した連結子会社ＳＦＰホールディングス社との購買企画機能を担う合弁会社によるサプライチェーンマネジメントの強化によって、コストダウンや食材価値の最大化を推進いたしました。これらの対応策により、依然新型コロナウイルス感染症の大きな影響を受けながらも、売上収益の減少に対応できる体制を整備することができ、その結果、当連結会計年度において営業利益及びその他の各段階利益において黒字が確保できました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が抑制されるまでに必要な運転資金については、手許資金及び前連結会計年度に実行した金融機関からの借入等により十分確保したほか、2021年11月に公募増資、2021年12月に第三者割当増資による資本調達を実施し、財務面の安定性の強化を図りました。また、2023年２月期からの再成長期間に向けて、2022年２月には借入金の一部返済を実施することで、手元流動性の水準を適正化し、債務圧縮による金利負担の軽減と、財務体質の改善を図りました。

なお、当社グループの店舗数に関しましては、新規出店13店舗を行う一方で、業態変更12店舗、退店53店舗を実施し、当連結会計年度末における業務受託店舗等を含む連結店舗数は1,037店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上収益は78,324百万円（前連結会計年度比5.2％増）、営業利益は7,633百万円（前連結会計年度は営業損失14,181百万円）、税引前利益は7,134百万円（前連結会計年度は税引前損失15,021百万円）、当期利益は6,660百万円（前連結会計年度は当期損失15,571百万円）、親会社の所有者に帰属する当期利益は5,919百万円（前連結会計年度は親会社の所有者に帰属する当期損失13,874百万円）となりました。また、調整後EBITDAは27,088百万円（前連結会計年度比428.0％増）、調整後EBITDAマージンは34.6％（前連結会計年度は6.9％）、親会社所有者帰属持分比率（自己資本比率）は17.8％（前連結会計年度は10.5％）となりました（注）。

（注）当社グループの業績の有用な指標として、調整後EBITDAを用いております。

調整後EBITDAの計算式は以下のとおりです。

・調整後EBITDA ＝ 営業利益 ＋ その他の営業費用 － その他の営業収益（協賛金収入、雇用調整助成金、協力金及び賃料減免分等を除く） ＋ 減価償却費 ＋ 非経常的費用項目（株式取得に関するアドバイザリー費用等）

・調整後EBITDAマージン＝調整後EBITDA ÷ 売上収益 × 100

報告セグメントにつきましては、当社は飲食事業以外の報告セグメントがないため、記載を省略しております。なお、飲食事業における主要カテゴリー毎の状況は以下のとおりです。

CRカテゴリー	SFPカテゴリー
当連結会計年度におきましては、株式会社クリエイト・レストランツが「CHEESE RESTAURANT RICOTTA」を出店したことにより、１店舗の新規出店、28店舗の退店を実施いたしました。 以上の結果、当カテゴリーの当連結会計年度の売上収益は30,098百万円となり、連結店舗数は526店舗となっております。	当連結会計年度におきましては、都市部に海の幸・ごはん処「磯丸水産食堂」を出店したことにより、１店舗の新規出店、13店舗の退店を実施いたしました。 以上の結果、当カテゴリーの当連結会計年度の売上収益は10,404百万円、連結店舗数は215店舗となっております。
専門ブランドカテゴリー	**海外カテゴリー**
当連結会計年度におきましては、株式会社ＫＲホールディングスが「かごの屋」、「GOCONC」、「かやぶきの森珈琲」を、株式会社いっちょうが「海山亭いっちょう」を出店したことに加え、株式会社ＫＲホールディングスが３店舗を業務受託したことにより、７店舗の新規出店、９店舗の退店を実施いたしました。 以上の結果、当カテゴリーの当連結会計年度の売上収益は26,772百万円、連結店舗数は241店舗となっております。	当連結会計年度におきましては、香港にて「もみじ茶屋」を、米国にて「更科堀井」を、タイにて「かごの屋」を出店したことにより、４店舗の新規出店、３店舗の退店を実施いたしました。 以上の結果、当カテゴリーの当連結会計年度の売上収益は12,340百万円、連結店舗数は55店舗となっております。

❷ 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は1,534百万円（差入保証金を含む。）で、その主なものは店舗設備投資によるものであります。

❸ 資金調達の状況

当連結会計年度において、次のとおり資金調達いたしました。

・長期借入金として16,310百万円を調達いたしました。

・公募及び第三者割当による23,369,000株の時価発行（払込金額１株につき692.2円）により16,176百万円を調達いたしました。

❹ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

❺ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

❻ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

❼ 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

（2）財産及び損益の状況

区　　分	第 22 期 (2019年２月期)	第 23 期 (2020年２月期)	第 24 期 (2021年２月期)	第 25 期 (2022年２月期) (当連結会計年度)
売　上　収　益（百万円）	119,281	139,328	74,425	78,324
親会社の所有者に帰属する当期利益または親会社の所有者に帰属する当期損失(△)（百万円）	1,321	1,205	△13,874	5,919
基本的１株当たり当期利益または基本的１株当たり当期損失(△)	7円03銭	6円45銭	△74円28銭	30円58銭
資　産　合　計（百万円）	72,459	150,317	161,966	133,605
資　本　合　計（百万円）	23,996	24,115	23,264	30,730
１株当たり親会社所有者帰属持分	87円60銭	86円82銭	91円30銭	113円19銭

（注）１．当社グループは国際財務報告基準（IFRS）を適用しております。
２．基本的１株当たり当期利益または基本的１株当たり当期損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
３．2020年３月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。このため、各連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的１株当たり当期利益または基本的１株当たり当期損失(△)及び１株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。
４．第24期において企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第23期の関連する数値について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。

（3）対処すべき課題

（特に優先度の高い対処すべき事業上及び財務上の課題）

❶ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、お客様の外食機会の大幅な減少を通じて、外食産業を直撃し、当社グループにおきましても、大きな影響を受けております。足許につきましても、新型コロナウイルス感染症の動向に左右される不安定な事業環境が続いておりますが、ワクチン接種の進展や治療薬の開発の進行等により、経済活動の正常化が期待されております。

かかる状況下、当社グループは、外食産業全体に対し、お客様のニーズが完全には元に戻らないことを前提に、アフターコロナを見据えたポートフォリオの見直しを行い、新規出店、業態変更、新業態の開発等を行ってまいります。また、引き続きコスト削減の徹底を図るとともに、筋肉質な経営体質を維持強化していくこと等により、収益力を強化してまいります。

また一方で、財務面の手当てについても万全を期すため、今後も外出自粛等による売上収益の減少が長期継続化するリスクに備え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が抑制されるまでに必要な運転資金については、手許資金及び前連結会計年度に実行した金融機関からの借入等により十分確保したほか、2021年11月に公募増資、2021年12月に第三者割当増資による資本調達を実施し、財務面の安定性の強化を図りました。また、2023年２月期からの再成長期間に向けて、2022年２月には借入金の一部返済を実施することで、手元流動性の水準を適正化し、債務圧縮による金利負担の軽減と、財務体質の改善を図りました。

❷ 「食の安全・安心」への取り組み

お客様に「安全」なメニューをご提供し、「安心」して召し上がっていただけるようにすることは、飲食企業にとって最重要事項であると認識しております。当社グループといたしましては、「食の安全・安心」に対する全役職員の意識浸透及びレベルアップに全力で取り組んでまいります。

具体的には、お客様の目線から見た「食の安全・安心」に関するモラルについて、従業員に対するメッセージを繰り返し発信するとともに、経営理念の中核にあるのが「お客様からの信頼」であることを広く浸透させる取り組みを実施しております。また、「食の安全安心推進室」を中心に、料理や食材の取り扱いに関するマニュアルを随時見直し、これに基づく従業員教育の徹底、店舗オペレーションの強化に努めております。さらに、店舗と本社の情報共有につきましても、社内及びグループ間の報告・連絡体制を迅速化することに加え、店舗内のコミュニケーション及びチームワークの強化に取り組んでおります。

❸ 多様な人財活躍促進、人財育成の強化

外食企業である当社グループにおいて、人財を確保しその活躍を促進することは、大変重要な課題となっております。そのために、人事制度を整備し、多様な従業員が安心して活き活きと仕事ができる環境を整えてまいります。

また、当社グループは、現在、国内外の複数のグループ事業会社で構成されており、店舗の運営人財やグ

ループ事業会社経営人財に加え、M&A、マーケティング、システム、経理・財務等、高い専門性を持ち、様々な課題に対処し、進化させ、経営することができる人財の育成強化が必須と認識しております。

そのため、人財の育成に関しましては、「スピード、クリエイティブ、チャレンジ」という当社グループの経営理念を牽引することを期待される幹部人財の育成強化を計画的に実施できるよう、教育・研修システムの整備を進めてまいります。

❹ IT活用、自動化による業務効率化・顧客満足度の向上

当社グループは、一部店舗においてお客様をお待たせすることによる機会損失を減少させるべく、タブレット端末やモバイルオーダー等の導入を行い、待ち時間の短縮等を通じてお客様の満足度向上を図ってまいりました。今後につきましては、店舗においては業態に応じた新型コロナウイルス感染症への対策として、お客様との接触機会の低減を極力図っていくほか、店舗運営における省人化を進展させ、お客様サービスに向ける時間を最大化するべく、人工知能（AI）やロボットを始めとする機械等を取り入れ、業務の効率化・自動化を進めてまいります。

また、本社におきましても、ITを活用することで業務プロセスを高度化し、一層の経営の効率化を図るとともに、各種リスクの低減に取り組んでまいります。

（その他の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題）

❶ お客様から支持される商品及び業態開発の推進

お客様の食に対するニーズは、近年のスマートフォンやSNS等の普及による情報収集力の向上やライフスタイルの変化等により多様化が進んでおり、加えてニーズの変化のスピードも速まっている中、業態（ブランド）及び立地の陳腐化も早まる傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、テイクアウトやデリバリー需要が徐々に高まっております。

当社グループでは、このようなニーズの変化に機敏に対応していくために、お客様ニーズを汲み取った業態への転換や、テイクアウトやデリバリーへの対応に取り組んでおります。今後もお客様のニーズに的確かつスピーディーに対応するため、マーチャンダイジングの強化を図るとともに、立地特性や顧客属性に応じた業態開発を推進してまいります。

❷ 競争力強化に向けた各グループ事業会社の育成

当社は、各事業会社の独自性を尊重しながらグループとしての成長を目指す『グループ連邦経営』を推進しており、各グループ事業会社の競争力の強化は当社グループの持続的な経営にとって重要であり、各社の競争状況、役割、ステージに応じた効果的な経営指導及び機動的かつ最適な経営資源の配分を行っていくことが必要であると認識しております。そのために、当社が各社の経営状態を的確に把握できる管理体制の強化に努めるとともに、複数の専門的かつ特徴的な企業文化、戦略を持つ各社の経営陣が、グループ内にてそれぞれのノウハウや情報交換等を密に行い、個々の経営力を拡充することができ、加えて、各グループ事業会社が成長に向け、迅速かつ最適な意思決定が可能となる組織体制及び環境を整えてまいります。また、各

グループ事業会社の内部統制に係る体制につきましてもより一層の整備に努めることで、企業体質の強化を図ってまいります。

❸ 本社機能の更なる強化

『グループ連邦経営』の当社の役割として、グループ全体の経営戦略を策定、実行することのほかに、各グループ事業会社が持続的な経営戦略の実行に集中できる環境（プラットフォーム）を提供することも必要であると認識しております。具体的には、各社の間接部門業務の集約化、標準化による効率性の向上と多様な立地・業態に対する開発機能の強化、原材料・設備等の集約化によるコスト面でのシナジーの最大化、食の安全・安心やコンプライアンスに関連する情報の提供等において一層の強化に取り組み、各社の収益性の最大化に資する支援体制強化に努めるとともに、グループガバナンスの更なる強化に取り組んでまいります。

❹ グローバル展開

現在、当社グループは直営にてアジア３か国、北米１か国に拠点を有しておりますが、継続的な海外への展開は重要な課題の一つととらえております。それぞれの拠点が自律的に経営を行うこと、M&A及び出店により、ポートフォリオを多様化すること、経営を支えるグローバルな人財ネットワークを獲得すること等を通じて、グローバル市場において、基盤を固め『グローバル連邦経営』を目指してまいります。

（4）重要な親会社及び子会社の状況

❶ 親会社の状況

該当事項はありません。

❷ 重要な子会社の状況（2022年２月28日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社クリエイト・レストランツ	９百万円	100.00%	飲食事業
株式会社ＬＧ＆ＥＷ	１百万円	100.00%	飲食事業
ＳＦＰホールディングス株式会社	49百万円	63.73%	統括事業
ＳＦＰダイニング株式会社	９百万円	＊100.00%	飲食事業
株式会社ＹＵＮＡＲＩ	３百万円	100.00%	飲食事業
株式会社グルメブランズカンパニー	10百万円	100.00%	飲食事業
株式会社ＫＲホールディングス	50百万円	99.86%	統括事業
株式会社ＫＲフードサービス	５百万円	＊100.00%	飲食事業
株式会社クリエイト・ダイニング	９百万円	99.97%	飲食事業
株式会社ルートナインジー	３百万円	51.04%	飲食事業
株式会社遊鶴	10百万円	100.00%	飲食事業
株式会社ジョー・スマイル	45百万円	＊100.00%	飲食事業
株式会社クルークダイニング	10百万円	＊99.80%	飲食事業
株式会社クリエイト・スポーツ＆レジャー	１百万円	＊100.00%	飲食事業
株式会社いっちょう	９百万円	100.00%	飲食事業
株式会社クリエイティブ・サービス	１百万円	＊100.00%	事務処理事業
株式会社ＣＭＤ	１百万円	＊100.00%	購買企画事業
create restaurants asia Pte. Ltd.	9百万SGP$	100.00%	飲食事業
香港創造餐飲管理有限公司	20百万HK$	100.00%	飲食事業
台湾創造餐飲股份有限公司	60百万TW$	100.00%	飲食事業
Create Restaurants NY Inc.	１US$	100.00%	飲食事業
Il Fornaio (America) LLC	357US$	100.00%	飲食事業

（注）１．上記の議決権比率は子会社が保有する議決権との合計となっております。
２．＊印は子会社が議決権を保有しているため、合計した比率となっております。

❸ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

（5）主要な事業所及び店舗（2022年２月28日現在）

❶ 当社

本　　社	東京都品川区東五反田五丁目10番18号

❷ 子会社

株式会社クリエイト・レストランツ	本社：東京都品川区 店舗：362店舗
株式会社ＬＧ＆ＥＷ	本社：東京都品川区 店舗：28店舗
ＳＦＰホールディングス株式会社	本社：東京都世田谷区
ＳＦＰダイニング株式会社	本社：東京都世田谷区 店舗：183店舗
株式会社ＹＵＮＡＲＩ	本社：東京都品川区 店舗：23店舗
株式会社グルメブランズカンパニー	本社：東京都品川区 店舗：11店舗
株式会社ＫＲホールディングス	本社：大阪府大阪市
株式会社ＫＲフードサービス	本社：大阪府大阪市 店舗：133店舗
株式会社クリエイト・ダイニング	本社：東京都品川区 店舗：76店舗
株式会社ルートナインジー	本社：東京都品川区 店舗：３店舗
株式会社遊鶴	本社：北海道札幌市 店舗：10店舗
株式会社ジョー・スマイル	本社：熊本県熊本市 店舗：13店舗
株式会社クルークダイニング	本社：長野県安曇野市 店舗：19店舗
株式会社クリエイト・スポーツ＆レジャー	本社：東京都品川区 店舗：88店舗
株式会社いっちょう	本社：群馬県太田市 店舗：46店舗
株式会社クリエイティブ・サービス	本社：神奈川県川崎市
株式会社CMD	本社：神奈川県川崎市

create restaurants asia Pte. Ltd.	本社：シンガポール共和国 店舗：12店舗
香港創造餐飲管理有限公司	本社：中華人民共和国香港特別行政区 店舗：６店舗
台湾創造餐飲股份有限公司	本社：台湾台北市 店舗：２店舗
Create Restaurants NY Inc.	本社：米国ニューヨーク州 店舗：３店舗
Il Fornaio (America) LLC	本社：米国カリフォルニア州 店舗：19店舗

※店舗欄には、2022年２月28日時点の業務受託店舗数及びFC店舗数を含めた総店舗数を記載しております。

（6）従業員の状況（2022年２月28日現在）

❶ 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,695名	449名減

（注） 上表従業員のほか、5,909名の臨時従業員（１人当たり１日８時間換算）がおります。
なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員は含んでおりません。

❷ 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
83名	10名減	44.7歳	9.4年

（注） 上表従業員のほか、３名の臨時従業員（１人当たり１日８時間換算）がおります。
なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員は含んでおりません。

（7）主要な借入先の状況（2022年２月28日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	15,279百万円
株式会社三井住友銀行	8,538百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	6,235百万円
株式会社日本政策投資銀行	5,000百万円
農林中央金庫	1,587百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,394百万円
株式会社りそな銀行	1,367百万円

（8）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 （2022年２月28日現在）

（1） 発行可能株式総数　381,600,000株

（2） 発行済株式の総数　212,147,733株（自己株式666,551株を除く。）

（3） 株主数　175,134名

（4）大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社後藤国際商業研究所	87,526,000株	41.26%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,905,100株	4.20%
株式会社ユリッサ	5,364,000株	2.53%
岡本晴彦	3,575,400株	1.69%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,765,500株	1.30%
川井潤	2,430,000株	1.15%
岡本梨紗子	1,692,000株	0.80%
岡本侑里子	1,692,000株	0.80%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,244,800株	0.59%
田中孝和	870,000株	0.41%

（注） 1．持株比率は、自己株式（666,551株）を控除して計算しております。なお、自己株式には、当社「従業員向け株式交付信託型ESOP」の所有する当社株式を含めておりません。
2．持株比率は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

（5）その他の株式に関する重要な事項

2021年11月12日を払込期日とする公募増資及び2021年12月15日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は23,369,000株増加しております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

（1）取締役の状況（2022年２月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	後藤 仁史	株式会社後藤国際商業研究所代表取締役
代表取締役社長	川井 潤	食の安全安心推進室、内部統制システム推進室、グループ監査室、社長室及びサステナビリティ推進室管掌 Il Fornaio(America)LLC Director
常務取締役	島村 彰	グループ事業会社統括部、マーケティング部、DX推進室、情報システム推進室、商品部及び店舗開発部管掌 株式会社クリエイト・レストランツ取締役 株式会社ＹＵＮＡＲＩ取締役 株式会社グルメブランズカンパニー取締役 株式会社クリエイト・ダイニング取締役 株式会社ルートナインジー取締役 株式会社遊鶴取締役 ＳＦＰホールディングス株式会社取締役 株式会社ＫＲホールディングス取締役 株式会社いっちょう取締役 株式会社ＬＧ＆ＥＷ取締役 株式会社ＣＭＤ取締役
取締役	田中 孝和	総務部管掌 兼 人事部及びグループ営業推進部担当
取締役	大内 源太	CFO 兼 経理部管掌 株式会社ＫＲホールディングス取締役 株式会社クリエイティブ・サービス代表取締役社長
取締役（監査等委員）	森本 裕文	株式会社ＫＲホールディングス監査役 ＳＦＰホールディングス株式会社取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	大木 丈史	東京ウィル法律事務所弁護士
取締役（監査等委員）	松岡 一臣	公認会計士及び税理士 松岡一臣公認会計士・税理士事務所所長 DREAMプライベートリート投資法人社外監督役員 株式会社グッドスマイルカンパニー社外監査役 社会福祉法人多摩同胞会社外監事 株式会社ホビーストック社外監査役 AppBank株式会社社外取締役（監査等委員）

（注）１．大木丈史氏及び松岡一臣氏は、社外取締役であります。
２．監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、森本裕文氏を常勤の監査等委員として選定しております。
３．当社は、大木丈史氏及び松岡一臣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4．大木丈史氏は、弁護士として企業法務に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制強化に活かしていただいております。
5．松岡一臣氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査体制強化に活かしていただいております。
6．岡本晴彦氏は、2021年５月27日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、代表取締役社長を退任いたしました。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を補填することとしております。

当役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社（ＳＦＰホールディングス株式会社及びその子会社を除く。）の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員、管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

（4）取締役の報酬等に関する事項

❶ 取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	162百万円 （－百万円）	162百万円 （－百万円）	－百万円 （－百万円）	6名 （－名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17百万円 （7百万円）	17百万円 （7百万円）	－百万円 （－百万円）	3名 （2名）

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2006年５月30日開催の第９期定時株主総会において決議いただいた取締役報酬額を同額にて引き継ぎ、2016年５月27日開催の第19期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員を除く。）は５名です。
３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2006年５月30日開催の第９期定時株主総会において決議いただいた監査役報酬を

同額にて引き継ぎ、2016年５月27日開催の第19期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会決議時点の取締役（監査等委員）は３名です。

❷　報酬等の決定方針に関する事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会決議によって、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下、「決定方針」という。）を定めておりますが、2022年4月14日開催の取締役会において、第25期定時株主総会において株主総会参考書類44頁記載の第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、後記の非金銭報酬に係る内容を決定方針に追記することを決議しております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が2022年4月14日開催の取締役会における変更前の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

非金銭報酬に関する内容を追記後の決定方針の概要は以下のとおりです（当事業年度の決定方針は非金銭報酬に関する部分を追記する前のものです。）。

(1) 取締役の報酬は、固定的な基本報酬と業績によって支給額が変動する業績連動報酬により構成された金銭報酬及び非金銭報酬である株式報酬とする。
(2) 金銭報酬の基本報酬部分については、役職毎の役割の大きさや責任の範囲を勘案して決定する。
(3) 金銭報酬の業績連動報酬部分については、各取締役の各事業年度の業績目標として、調整後EBITDA（IFRS第16号適用の影響を除く。）及び取締役毎に定める職務を勘案して定める定量目標の達成度合いに応じて、超過の場合は基本報酬のプラス10%までの範囲で、未達成の場合は基本報酬のマイナス10%の範囲で決定する。
(4) 取締役報酬のうち金銭報酬は毎月付与するものとする。
(5) 非金銭報酬は取締役会が定めた一定期間後に譲渡制限を解除する譲渡制限付株式とし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与等を目的に取締役就任後原則１回付与する（ただし社外取締役を除く。）。付与する譲渡制限付株式の額は、原則として取締役就任後１回のみ付与することを踏まえて、各取締役の役割の大きさや責任の範囲等を勘案して、金銭報酬とは別に決定する。
(6) 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定は、本方針の範囲内で代表取締役社長に一括して委任する。

❸　個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、決定方針に従い、取締役会の決議に基づき、2021年５月27日開催の第24期定時株主総会終結の時までは前代表取締役社長岡本晴彦に、同時点以降は現代表取締役社長川井潤に取締役の年額報酬の役位別、個人別の配分の具体的内容の決定を委任しております。委任の理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役

の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

（5）社外役員に関する事項

❶ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）大木丈史氏は、東京ウィル法律事務所弁護士を兼任しております。当社と兼職先との間に開示すべき取引関係はありません。

・取締役（監査等委員）松岡一臣氏は、松岡一臣公認会計士・税理士事務所所長、DREAMプライベートリート投資法人社外監督役員、株式会社グッドスマイルカンパニー社外監査役、社会福祉法人多摩同胞会社外監事、株式会社ホビーストック社外監査役、AppBank株式会社社外取締役（監査等委員）を兼任しております。当社と兼職先との間に開示すべき取引関係はありません。

❷ 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
大木　丈史	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会17回中17回及び監査等委員会13回中13回に出席しており、主に弁護士としての専門的な知見及び経験から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した客観的な立場で積極的な助言を行う等、期待される役割、責務を十分に発揮しております。また、監査等委員会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
松岡　一臣	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会17回中17回及び監査等委員会13回中13回に出席しており、主に公認会計士・税理士としての専門的な知見及び経験から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した客観的な立場で積極的な助言を行う等、期待される役割、責務を十分に発揮しております。また、監査等委員会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5 会計監査人の状況

（1）名称　　有限責任監査法人トーマツ

（2）報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	109百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	146百万円

（注）1．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3．当社の子会社のうち、Il Fornaio(America)LLCはDeloitte&Touche LLPの監査を受けております。

（3）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

連結財政状態計算書

(2022年２月28日現在)

(単位：百万円)

資産		負債及び資本	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**28,685**	**【流動負債】**	**32,018**
現金及び現金同等物	21,502	営業債務及びその他の債務	2,056
営業債権及びその他の債権	4,676	社債及び借入金	9,121
その他の金融資産	309	リース負債	10,516
棚卸資産	675	その他の金融負債	96
その他の流動資産	1,521	未払法人所得税等	361
【非流動資産】	**104,919**	引当金	2,284
有形固定資産	61,582	その他の流動負債	7,581
のれん	23,309	**【非流動負債】**	**70,855**
無形資産	6,297	社債及び借入金	32,266
その他の金融資産	9,096	リース負債	32,622
繰延税金資産	3,961	退職給付に係る負債	791
その他の非流動資産	671	引当金	3,275
		繰延税金負債	1,648
		その他の非流動負債	250
		負債合計	**102,874**
		【親会社の所有者に帰属する持分】	**23,788**
		資本金	50
		資本剰余金	20,273
		利益剰余金	4,381
		自己株式	△1,246
		その他の資本の構成要素	330
		【非支配持分】	**6,942**
		資本合計	**30,730**
資産合計	**133,605**	**負債及び資本合計**	**133,605**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上収益		78,324
売上原価		△21,993
売上総利益		**56,330**
販売費及び一般管理費		△72,115
その他の営業収益		27,505
その他の営業費用		△4,086
営業利益		**7,633**
金融収益		143
金融費用		△641
税引前利益		**7,134**
法人所得税費用		△474
当期利益		**6,660**
当期利益の帰属		
親会社の所有者		5,919
非支配持分		740
当期利益		6,660

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**18,033**	**【流動負債】**	**13,049**
現金及び預金	9,082	1年内償還予定の社債	280
関係会社売掛金	114	1年内返済予定長期借入金	7,814
前払費用	114	未払金	123
関係会社短期貸付金	6,336	関係会社未払金	1,981
未収還付法人税等	326	未払費用	120
未収入金	916	未払法人税等	3
関係会社未収入金	1,110	関係会社預り金	935
その他	31	株主優待引当金	610
		店舗閉鎖損失引当金	39
		資産除去債務	642
		その他	498
		【固定負債】	**33,965**
【固定資産】	**55,650**	社債	600
(有形固定資産)	**5,652**	長期借入金	30,728
建物	4,200	株式給付引当金	38
構築物	10	関係会社事業損失引当金	1,401
工具器具備品	297	資産除去債務	1,161
土地	1,143	その他	35
建設仮勘定	0	**負債合計**	**47,015**
(無形固定資産)	**180**	純資産の部	
ソフトウェア	160	**【株主資本】**	**26,668**
その他	19	**(資本金)**	**50**
(投資その他の資産)	**49,818**	**(資本剰余金)**	**21,714**
関係会社株式	39,308	資本準備金	12
関係会社長期貸付金	6,346	その他資本剰余金	21,701
長期前払費用	111	**(利益剰余金)**	**6,151**
繰延税金資産	1,503	その他利益剰余金	6,151
差入保証金	2,548	繰越利益剰余金	6,151
		(自己株式)	**△1,246**
		純資産合計	**26,668**
資産合計	**73,683**	**負債純資産合計**	**73,683**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		5,783
売上原価		976
売上総利益		**4,806**
販売費及び一般管理費		2,631
営業利益		**2,175**
営業外収益		
受取利息	84	
受取配当金	1,600	
協賛金収入	130	
その他	259	2,074
営業外費用		
支払利息	1,262	
その他	102	1,365
経常利益		**2,884**
特別利益		
関係会社事業損失引当金戻入額	1,460	
その他	59	1,519
特別損失		
減損損失	609	
その他	35	645
税引前当期純利益		**3,758**
法人税、住民税及び事業税	3	
法人税等調整額	431	434
当期純利益		**3,323**

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年４月20日

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　朽　木　利　宏

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　関　　信　治

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの2021年３月１日から2022年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年４月20日

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　朽木利宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　関　信治

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの2021年３月１日から2022年２月28日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年３月１日から2022年２月28日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、この間の新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を踏まえ、その感染予防に配慮した監査並びに議事運営に努めるとともに、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び執行役員並びに使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、取締役会その他重要な会議に電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書類等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
又、子会社については、子会社の取締役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年４月21日

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
監査等委員会

常勤監査等委員（取締役）　森本　裕文 ㊞
監査等委員（社外取締役）　大木　丈史 ㊞
監査等委員（社外取締役）　松岡　一臣 ㊞

（注）監査等委員大木丈史及び松岡一臣は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

議案及び参考事項

第１号議案　定款の一部変更の件

１．変更の理由
「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022 年９月１日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
(1)　変更案第14条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
(2)　変更案第14条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
(3)　株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
(4)　上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	〈削除〉
〈新設〉	（電子提供措置等） 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第19期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第1条　当会社は、第19期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
〈新設〉	（本則第14条の変更に係る効力発生日） 第2条　変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、2023年２月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。 ３　本条は、2023年３月１日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	出席回数／取締役会
1 再任	後藤（ごとう）　仁史（ひとし）	代表取締役会長	17回／17回（100%）
2 再任	川井（かわい）　潤（じゅん）	代表取締役社長 食の安全安心推進室、内部統制システム推進室、グループ監査室、社長室及びサステナビリティ推進室管掌	17回／17回（100%）
3 再任	島村（しまむら）　彰（あきら）	常務取締役 マーケティング部、DX推進室、情報システム推進室、商品部、店舗開発部及び店舗設計管理部管掌	17回／17回（100%）
4 再任	田中（たなか）　孝和（たかかず）	取締役 人事部及び総務部管掌 兼 グループ営業推進部担当	17回／17回（100%）
5 再任	大内（おおうち）　源太（げんた）	取締役 CFO 兼 経理部管掌	12回／12回（100%）

（注）１．取締役候補者の後藤仁史氏が代表取締役を兼職する株式会社後藤国際商業研究所は、当社の議決権を41.26%保有する大株主であります。

２．その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

３．当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を補填することとしております。各候補者の再任が承認可決された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号 1

後藤（ごとう） 仁史（ひとし） （1957年7月5日生）

再任

所有する当社の株式数

-株

取締役会への出席状況

17回/17回(100％)

■ **略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1980年４月	旭化成ホームズ株式会社入社
1982年９月	同社退社
同	株式会社徳壽入社、専務取締役に就任
1997年４月	当社の前身である株式会社ヨコスカ・ブルーイング・カンパニーを設立、代表取締役社長に就任
2001年５月	株式会社徳壽入社、代表取締役に就任
2003年７月	当社代表取締役会長に就任（現任）
2008年８月	株式会社後藤国際商業研究所代表取締役に就任（現任）
2013年５月	株式会社イートウォーク代表取締役会長に就任

● **取締役候補者とした理由**

後藤仁史氏は、創業当初より当社の経営に携わり、2003年より当社代表取締役会長として、当社グループの企業価値の向上に向けて強いリーダーシップを発揮しております。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人財と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

川井（かわい） 潤（じゅん） （1963年10月7日生）

再任

所有する当社の株式数

2,430,000株

取締役会への出席状況

17回/17回(100％)

■ **略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1987年４月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2002年４月	みずほ証券株式会社へ出向
2003年８月	同社退社
同	当社入社、取締役管理本部長に就任
2004年６月	当社常務取締役管理本部長に就任
2004年９月	当社常務取締役管理グループ担当に就任
2006年５月	当社専務取締役管理グループ担当に就任
2008年３月	当社専務取締役管理本部担当に就任
2010年９月	当社専務取締役管理本部及び海外営業本部担当に就任
2016年１月	当社専務取締役管理本部担当 兼人事総務本部管掌に就任
2017年３月	当社専務取締役管理本部及び人事総務本部管掌に就任
2019年５月	create restaurants asia Pte. Ltd. Director（CEO）に就任
同	香港創造餐飲管理有限公司董事長に就任
2019年５月	台湾創造餐飲股份有限公司董事長に就任
同	Create Restaurants NY Inc. CEOに就任
2019年６月	当社専務取締役海外事業本部及びIR担当に就任
2019年９月	Il Fornaio (America) LLC Directorに就任（現任）
2020年９月	当社専務取締役海外事業部及び財務企画部管掌に就任
2021年５月	当社代表取締役社長に就任（現任）
同	食の安全安心推進室、内部統制システム推進室及びグループ監査室管掌に就任
2021年９月	食の安全安心推進室、内部統制システム推進室、グループ監査室及び社長室管掌に就任
2021年11月	食の安全安心推進室、内部統制システム推進室、グループ監査室、社長室及びサステナビリティ推進室管掌に就任（現任）

● **取締役候補者とした理由**

川井潤氏は、金融機関で培った豊富な経験をもとに、2003年より当社取締役として経営に携わり、これまで管理本部及び人事総務本部の部門長を歴任し、また、海外事業部及び財務企画部の管掌を経て、2021年より当社代表取締役社長として、当社グループの企業価値向上に向けて強いリーダーシップを発揮しております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人財と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

島村（しまむら） 彰（あきら） （1969年11月6日生）

再任

所有する当社の株式数
180,000株

取締役会への出席状況
17回/17回（100％）

■ **略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1993年４月	伊藤忠商事株式会社入社
2007年７月	株式会社サンマルクホールディングス入社
2011年４月	同社常務取締役開発本部長に就任
2012年３月	同社退社
2012年５月	当社入社、顧問に就任
同	当社取締役に就任
2013年２月	当社取締役開発本部担当に就任
2014年10月	当社取締役開発本部及び商品部担当に就任
2015年８月	株式会社アールシー・ジャパン（現株式会社クリエイト・ダイニング）代表取締役社長に就任
2019年５月	株式会社クリエイト・レストランツ取締役に就任（現任）
同	株式会社ＹＵＮＡＲＩ取締役に就任（現任）
同	株式会社グルメブランズカンパニー取締役に就任（現任）
同	株式会社クリエイト・ダイニング取締役に就任（現任）
同	株式会社ルートナインジー取締役に就任（現任）
同	株式会社遊鶴取締役に就任（現任）
同	ＳＦＰホールディングス株式会社取締役に就任（現任）
同	株式会社ＫＲホールディングス取締役に就任（現任）
2019年６月	当社取締役グループ事業戦略本部担当に就任
2019年９月	株式会社クリエイト・スポーツ＆レジャー取締役に就任
2019年10月	株式会社いっちょう取締役に就任（現任）
2020年９月	株式会社ＬＧ＆ＥＷ取締役に就任（現任）
同	当社取締役グループ事業会社統括部、マーケティング部、グループ営業推進部及び情報システム推進室管掌に就任
2021年６月	当社常務取締役グループ事業会社統括部、マーケティング部、グループ営業推進部及び情報システム推進室管掌に就任
2021年９月	株式会社ＣＭＤ取締役に就任（現任）
同	当社常務取締役グループ事業会社統括部、マーケティング部、DX推進室、情報システム推進室、商品部及び店舗開発部管掌に就任
2022年３月	当社常務取締役マーケティング部、DX推進室、情報システム推進室、商品部、店舗開発部及び店舗設計管理部管掌に就任（現任）

● **取締役候補者とした理由**

島村彰氏は、2012年より当社取締役として経営に携わっており、開発本部、商品部及びグループ事業戦略本部の部門長を歴任し、現在は、マーケティング部、DX推進室、情報システム推進室、商品部、店舗開発部及び店舗設計管理部を管掌しております。飲食業界における豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人財と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

田中（たなか） 孝和（たかかず） （1968年5月21日生）

再任

所有する当社の株式数
870,000株

取締役会への出席状況
17回/17回(100%)

■ **略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1993年４月	三菱商事株式会社入社
2002年１月	同社より当社に出向、経営企画室長に就任
2003年８月	当社取締役サポートセンター統括マネージャーに就任
2004年９月	当社取締役経営企画担当マネージャーに就任
2004年11月	当社取締役人事担当に就任
2005年２月	三菱商事株式会社退社、当社入社
2005年６月	当社取締役人事総務グループ担当に就任
2008年３月	当社取締役人事総務本部担当に就任
2011年１月	当社取締役海外営業本部担当に就任
2011年２月	create restaurants asia Pte. Ltd. Director（CEO）に就任
2011年３月	上海創思餐飲管理有限公司董事長に就任
2012年７月	香港創造餐飲管理有限公司董事長に就任
2014年10月	台湾創造餐飲股份有限公司董事長に就任
2016年３月	Create Restaurants NY Inc. Director（CEO）に就任
2019年６月	当社取締役開発本部担当に就任
2020年９月	当社取締役商品部、店舗開発部、人事部及び総務部管掌に就任
2021年９月	当社取締役総務部管掌 兼 人事部及びグループ営業推進部担当に就任
2022年３月	当社取締役人事部及び総務部管掌 兼 グループ営業推進部担当に就任（現任）

● **取締役候補者とした理由**
田中孝和氏は、2003年より当社取締役として経営に携わっており、経営企画部門、人事総務本部、海外事業本部及び開発本部の部門長を歴任し、現在は、グループ営業推進部の部門長を務め、また、人事部及び総務部を管掌しております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人財と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

大内（おおうち） 源太（げんた） （1973年6月20日生）

再任

所有する当社の株式数
300株

取締役会への出席状況
12回/12回(100%)

■ **略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1996年４月	三菱商事株式会社入社
2009年８月	同社退社
2009年９月	絆ファクトリー株式会社代表取締役社長に就任
2015年10月	当社入社、経営企画部統括マネージャーに就任
2018年６月	当社執行役員管理本部長に就任
2019年５月	株式会社ＫＲホールディングス取締役に就任（現任）
2019年６月	当社執行役員CFO管理本部長に就任
2020年９月	当社執行役員CFO経理部管掌に就任
同	株式会社クリエイティブ・サービス代表取締役社長に就任（現任）
2021年５月	当社取締役CFO経理部管掌に就任（現任）

● **取締役候補者とした理由**
大内源太氏は、2018年より当社執行役員として経営に携わっており、2019年よりCFOに就任し、2021年より取締役を務めております。これまで管理本部及び経理部の部門長を歴任し、現在は、経理部を管掌しております。豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人財と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。今後の監査体制の強化を図るため、監査等委員である社外取締役を1名増員いたしたく、新たに監査等委員である取締役４名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位及び担当	出席回数／取締役会
1	再任	森本（もりもと）　裕文（ひろふみ）	取締役（監査等委員）	17回／17回 (100%)
2	再任　社外 独立	松岡（まつおか）　一臣（かずおみ）	社外取締役（監査等委員）	17回／17回 (100%)
3	新任　社外 独立	大塚（おおつか）　美幸（みゆき）	―	-回／-回 (-%)
4	新任　社外 独立	片山（かたやま）　典之（のりゆき）	―	-回／-回 (-%)

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

２．松岡一臣氏、大塚美幸氏及び片山典之氏は、社外取締役候補者であります。

３．松岡一臣氏は、現に当社の監査等委員である社外取締役であり、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

４．社外取締役候補者大塚美幸氏の戸籍上の氏名は、吉田美幸であります。

５．当社は、松岡一臣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、大塚美幸氏及び片山典之氏の選任が承認可決された場合、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

６．当社は、松岡一臣氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、大塚美幸氏及び片山典之氏の選任が承認可決された場合、同内容の契約を新たに締結する予定です。

７．当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を補填することとしております。各候補者の再任または選任が承認可決された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号 1

森本（もりもと） 裕文（ひろふみ） （1964年1月5日生）

再任

所有する当社の株式数
-株

取締役会への出席状況
17回/17回(100%)

監査等委員在任期間
6年

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年4月	日興證券株式会社入社
2006年1月	当社入社
2009年3月	当社内部統制システム推進室室長に就任
2011年5月	当社常勤監査役に就任
2013年5月	ＳＦＰダイニング株式会社（現ＳＦＰホールディングス株式会社）社外監査役に就任
2015年6月	株式会社ＫＲフードサービス（現株式会社ＫＲホールディングス）監査役に就任（現任）
2016年5月	当社取締役（監査等委員）に就任（現任）
2017年5月	ＳＦＰダイニング株式会社（現ＳＦＰホールディングス株式会社）取締役（監査等委員）に就任（現任）

● 取締役候補者とした理由
森本裕文氏は、証券会社等の金融業界にて培った業務経験と会社経営全般の幅広い見識を有しており、これまでも常勤監査役及び監査等委員である取締役として当社の経営に携わり、職責を十分果たしていることから、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

松岡（まつおか） 一臣（かずおみ） （1967年5月21日生）

再任
社外 独立

所有する当社の株式数
-株

取締役会への出席状況
17回/17回(100%)

監査等委員在任期間
2年

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年10月	公認会計士第二次試験合格（会計士補登録）
1991年8月	中央新光監査法人（後の中央青山監査法人）入所
1994年3月	公認会計士登録
1996年11月	ドイツ・クーパース・アンド・ライブランド会計事務所（現プライスウォーターハウスクーパース）デュッセルドルフ事務所へ赴任
1999年9月	同事務所より帰任
2000年6月	中央青山監査法人退所
2000年7月	インスティネット証券会社入社、CFOに就任
2001年4月	ジャパンクロス証券株式会社監査役を兼任
2001年12月	税理士登録
同	松岡一臣公認会計士・税理士事務所開設（現任）
2004年9月	インスティネット証券会社取締役管理本部長に就任
2006年11月	SBIジャパンネクスト証券株式会社（当時新規設立SBIジャパンネクスト証券準備株式会社）取締役兼執行役員に就任
2011年12月	株式会社イメージエポック取締役に就任
2012年6月	DREAMプライベートリート投資法人社外監督役員に就任（現任）
2012年12月	株式会社グッドスマイルカンパニー社外監査役に就任（現任）
2016年7月	社会福祉法人多摩同胞会社外監事に就任（現任）
2019年5月	株式会社ホビーストック社外監査役に就任（現任）
2020年5月	当社取締役（監査等委員）に就任（現任）
2021年3月	AppBank株式会社社外取締役（監査等委員）に就任（現任）

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
松岡一臣氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する知見及び経験を相当に有しております。2020年から当社の社外取締役（監査等委員）に就任し、経営陣から独立した客観的立場で積極的な助言・提言を行っていることから、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。再任後も専門的知見及び経験に基づく助言や、独立した立場から、主に財務・会計面等の強化のために活動いただくことを期待しております。

候補者番号 3

大塚（おおつか） 美幸（みゆき） （1976年2月21日生）

新任
社外 独立

所有する当社の株式数
-株

取締役会への出席状況
- 回/ - 回（- %）

監査等委員在任期間
-年

■ **略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1998年４月　TBS系列テレビ山梨入社（アナウンサー職）
2003年４月　圭三プロダクションアナウンサー
2013年11月　株式会社 and 代表取締役に就任（現任）
2017年４月　大妻女子大学講師（現任）

● **社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**
大塚美幸氏は、企業のサステナブル事業やコーポレートコミュニケーション等に係るコンサルティングや、代表・役員へのコミュニケーション研修等を行う企業経営者として、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、監査等委員である社外取締役として職責を適切に遂行できると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。就任後は、その経験と知見に基づく助言や、独立した立場から、主にマーケティングや人財開発等の強化のために活動いただくことを期待しております。

候補者番号 4

片山（かたやま） 典之（のりゆき） （1964年10月28日生）

新任
社外 独立

所有する当社の株式数
-株

取締役会への出席状況
- 回/ - 回（- %）

監査等委員在任期間
-年

■ **略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1987年10月　司法試験第二次試験合格
1990年４月　第一東京弁護士会にて弁護士登録（2003年東京弁護士会に登録変更）
同　長島大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）アソシエイト
1995年６月　米国ワシントン大学ロースクール修士課程（LL.M.）修了
1995年９月　ヒューズ、ハバード&リード法律事務所（ニューヨーク、パリ）客員弁護士
1996年８月　米国ニューヨーク州弁護士登録
1996年10月　東京シティ法律税務事務所（法律部門）アソシエイト（2000年1月よりパートナー）
1997年10月　大和証券株式会社、大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ株式会社（現大和証券株式会社）に出向、法務部、金融商品開発部、プリンシパル・インベストメンツ部門にて執務
2000年９月　三井不動産株式会社証券化推進部リーガルカウンセル（非常勤）に就任
2003年２月　シティユーワ法律事務所設立、創立時パートナーとして参画（現任）
2004年10月　ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社監査役に就任（現任）
2005年７月　ドイツ証券準備株式会社(現ドイツ証券株式会社)監査役に就任
2006年４月　明治大学ビジネススクール（専門職大学院）グローバル・ビジネス研究科兼任講師（現任）
2006年９月　株式会社アコーディア・ゴルフ取締役に就任
2013年６月　SIA不動産投資法人（現Oneリート投資法人）監督委員に就任
2014年６月　日産化学工業株式会社（現日産化学株式会社）監査役に就任（現任）
2017年８月　平和不動産リート投資法人監督役員に就任（現任）
2018年４月　日本電解株式会社監査等委員に就任（現任）
2019年３月　株式会社リブセンス監査役に就任（現任）
2021年６月　アイダエンジニアリング株式会社監査役に就任（現任）

● **社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**
片山典之氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法では会社の経営に関与しておりませんが、証券会社での実務経験や、弁護士として豊富な経験と幅広い知見を有していることから、監査等委員である社外取締役として職責を適切に遂行できると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。就任後はその専門的知見及び経験に基づく助言や、独立した立場から、主に法務・コンプライアンス面等の強化のために活動いただくことを期待しております。

当社取締役候補者のスキル・マトリックス表

第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役の主なスキルと専門性は次のとおりであります。

氏名	役職	主なスキル・専門性				
		企業経営	マーケティング・店舗開発	財務・会計	法務・コンプライアンス	グローバル
後藤　仁史	代表取締役会長	●	●			●
川井　潤	代表取締役社長	●		●	●	●
島村　彰	常務取締役	●	●			●
田中　孝和	取締役	●				●
大内　源太	取締役	●		●		
森本　裕文	取締役（監査等委員）			●	●	
松岡　一臣	社外取締役（監査等委員）	●		●		●
大塚　美幸	社外取締役（監査等委員）	●	●			●
片山　典之	社外取締役（監査等委員）	●			●	●

（注）　上記は特に専門性を発揮できる分野及び経験を示したものであり、対象者が有する全てのスキル・専門性を表すものではありません。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2006年５月30日開催の第9期定時株主総会において決議いただいた取締役報酬額を同額にて引き継ぎ、2016年５月27日開催の第19期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

今般、企業規模の拡大や事業環境の変化により取締役の職務が一層高度化していることに加え、今後、優秀な人財を確保し経営体制を強化することも見据えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額300百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。なお、当該報酬限度額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は引き続き５名となります。

当社は、事業報告21頁記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、本議案は当該方針に沿うものであり、本議案の内容は相当であると判断しております。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2006年５月30日開催の第9期定時株主総会において決議いただいた監査役報酬額を同額にて引き継ぎ、2016年５月27日開催の第19期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、年額20百万円以内と決議いただいております。

今般、企業規模の拡大や事業環境の変化により、一層のコーポレート・ガバナンスの充実が求められていることに加え、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役が１名増員されることに伴い、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額30百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の監査等委員である取締役は３名でありますが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2006年５月30日開催の第９期定時株主総会において決議いただいた取締役報酬額を同額にて引き継ぎ、2016年５月27日開催の第19期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき、第４号議案においてその金額を年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）に改定することにつき株主の皆様にご承認をお願いしておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、または、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

① 対象取締役の報酬等として金銭の払込みまたは現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行または処分を行う方法

② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行または処分を受ける方法（以下、「現物出資交付」という。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は年間100,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額50百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は５名でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は引き続き５名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 対象取締役は、２年間から５年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が２年間から５年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会。）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、または、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものです。

当社は2022年４月14日開催の取締役会において、本総会において本議案につき株主の皆様にご承認いただくことを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を変更し、取締役の報酬等として譲渡制限付株式を付与することを決議しており、その概要は事業報告21頁に記載のとおりでありますが、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿うものであります。また、本議案に基づき１年間に発行または処分される株式数の上限の発行済株式総数（2022年２月28日時点）に占める割合は0.05％とその希薄化率は軽微です。

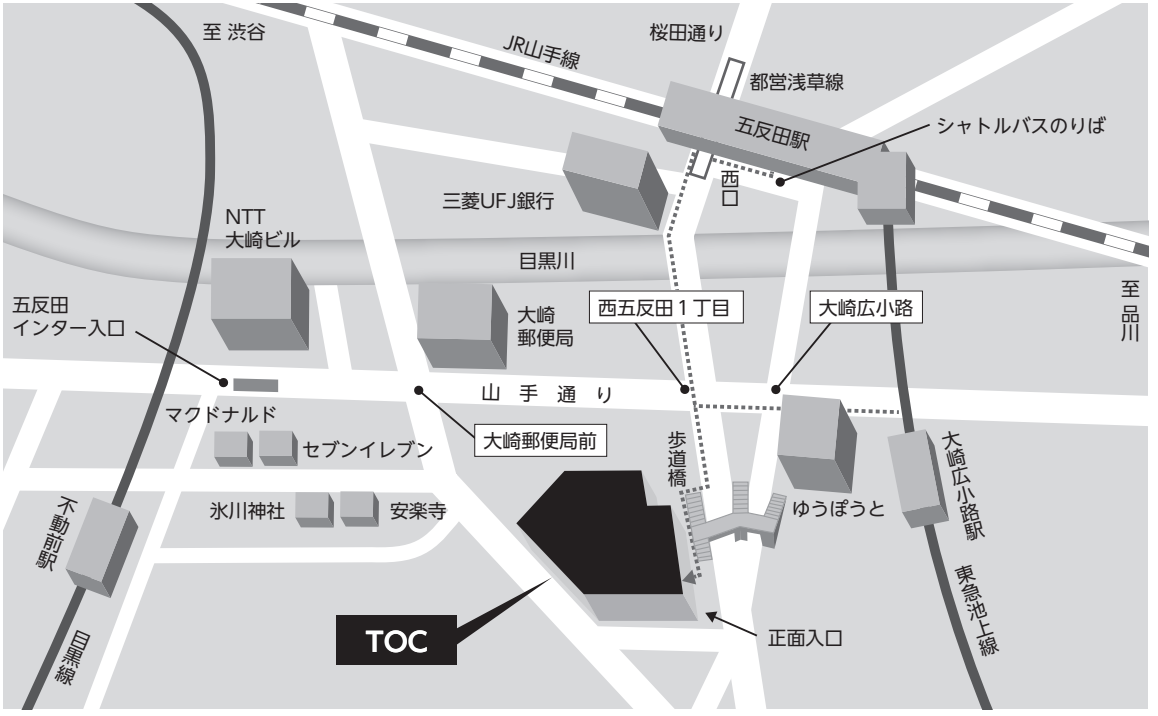
以上から、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　東京都品川区西五反田七丁目22番17号
ＴＯＣビル13階特別ホール　130～133号室



[交通のご案内]
・JR山手線、都営地下鉄浅草線「五反田駅」より徒歩８分
・東急池上線「大崎広小路駅」より徒歩５分
※五反田駅西口から無料シャトルバス「ＴＯＣエクスプレス」が運行されていますが、乗降時の混雑や渋滞により遅延も考えられます。徒歩でのご来場を推奨いたします。

当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT